

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金等の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用に供する機械及び装置</li> <li>・特例措置の内容 固定資産税の課税標準について、固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り2分の1とする。</li> <li>・要望の内容 適用期限の2年延長</li> </ul>		
関係条文	地方税法附則第15条第37項		
減収見込額	[初年度] ー (▲150) [改正増減収額] ー	[平年度] ー (▲150)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保を図るため、共同利用に供する機械の活用により農業者の過剰投資を避けつつ農業経営の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者の農業経営の改善を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 2 農業の持続的な発展 <<政策分野>> ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
	政策の達成目標	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、 ①農業法人経営体数5万法人 ②担い手が利用する農地面積を全農地の8割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和5年4月～令和7年3月（2年間）
	同上の期間中の達成目標	効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、 ①農業法人経営体数5万法人 ②担い手が利用する農地面積を全農地の8割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	令和5年度 88件 150百万円 令和6年度 84件 145百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	減税措置により共同利用に供する機械等の取得・利用が促進され、経営規模が零細な我が国の農業者が当該共同利用に供する機械等の活用を通じ、個々の農業者による過剰投資を避け経営の改善が図られるとともに、農業生産の向上に資するという役割を果たせる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の3年間の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、予算措置の場合に比べ、取得の時期や金額など機動的に対応できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 29 年度 68 件 54 百万円          平成 30 年度 84 件 163 百万円          令和元年度 91 件 158 百万円          令和 2 年度 96 件 159 百万円          令和 3 年度 77 件 134 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>適用総額（課税標準（不動産の価額））          平成 30 年度 一 千円          令和元年度 一 千円          令和 2 年度 0 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置は、農業協同組合等が共同利用に供する機械等を取得した場合の 3 年間の負担軽減を図るものであり、利用者たる農業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した機械等の取得が行えるとともに、予算措置の場合に比べ、取得の時期や金額など機動的に対応できる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和 49 年度 価額 × 1 / 2（創設）          昭和 55 年度 研修施設等を対象から除外          昭和 58 年度 取得価額要件 150 万円以上 → 190 万円以上          平成 3 年度 同 190 万円以上 → 220 万円以上          平成 8 年度 同 220 万円以上 → 240 万円以上          平成 11 年度 同 240 万円以上 → 260 万円以上（500 万円以上の補助にかかもの）          平成 14 年度 同 260 万円以上 → 290 万円以上          平成 16 年度 同 290 万円以上 → 330 万円以上          平成 18 年度 交付金化に係る拡充（補助金と同様の取扱）          令和 2 年度 中小企業高度化資金等の貸付けを受けての取得機械等についての特例の適用対象から除外の上、恒久措置から 3 年間の時限措置化</p>